4 医療に関すること

障がいのある方の障がいの軽減、健康の保持、生活の安定等のために医療についての各 種制度があります。

じ りつ し えん い りょう こうせい い りょう いくせい い りょう きゅう ふ 〔1〕 自立支援医療(更生医療・育成医療)の給付

身体障がいのある方が知事の指定を受けた医療機関で、障がいの軽減・除去や機能回復のために医療を受けることができます。

こうせい いりょう しんぞう う こ じゅつ じんこうとうせき じんこうかんせつ ち かんじゅつ はくないしょうしゅじゅつ じん 更生医療:心臓ペースメーカー埋め込み術、人工透析、人工関節置換術、白内障手術、人

工内耳挿入術、肝臓移植術など

いくせい いりょう こうしんこうがいれつしゅじゅつ しんそうしゅじゅつ じんこうとうせき 育成医療:口唇口蓋裂手術、心臓手術、人工透析など

【対象者】

こうせいいりょう しんたいしょうがいしゃてちょう も さいいじょう かた 更生医療:身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方。

いくせいい りょう 「さいみまん」 じんたい しょう いいのの じとう またはそのまま放置すると将来障がい

が残ると認められる疾患がある児童。

ちゅうい じこう

• 世帯の所得や手術の種類などによっては、対象とならない場合があります。

- 自己負担額は原則 1 割負担ですが、世帯の所得や疾病等に応じて、月額自己負担上限額
 が設けられます。
- 自立支援医療の給付を受けるためには、手術などを受ける前に申請が必要です。(事前 ・自前が原則です。)
- ・都道府県知事又は中核市長により指定を受けた医療機関・薬局でなければ給付の対象と なりません。
- ・受診の際は、毎回医療機関・薬局へ受給者証を提示してください。

【窓 口】 市町村福祉担当課

(2) 自立支援医療(精神通院医療)の給付

精神障がいのある方が、精神科の病気で病院や診療所に通院して、医療を受けられた場合に、原則としてその医療費の9割が医療保険と公費で負担される制度です。

てい しょう しゃ せいしん びょうき りゅう つういん せいしん いりょう けいぞくてき ひつよう かた 【対 象 者】 精神の病気を理由として、通院による精神医療を継続的に必要とする方。

「注意事項)

- せたい しょとく しっぺいとう ・世帯の所得や疾病等によっては、対象とならない場合があります。
- * 自己負担額は原則として1割ですが、世帯の所得や疾病等に応じて、月額自己負担上限 がく もう 額が設けられます。
- ゆうこう きかん しんせいじゅり び ねんかん も 有効期間は申請受理日から1年間です。
- ・都道府県知事により指定を受けた医療機関・薬局でなければ給付の対象となりません。

とくべつ い りょう ひ じょせいせい ど (3)特別医療費助成制度

重度の障がいのある方が保険医療を受けられた場合に、自己負担部分を助成する制度です。

たい しょう しゃ 【対象者】

- 1~2級の身体障害者手帳をお持ちの方。
- 3~4級の身体障害者手帳をお持ちで知能指数(IQ)が50以下と判定された方。
- ・重度の知的障がい者として判定を受けた方。(知能指数が35以下と判定された方。)
- 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

5ゅうい じこう 【注意事項】

- ・世帯、ご本人の所得に応じた助成の制限があります。

しょとくせいげん ほんにん ねんかんしょとくがく きじゅんがく みまん かた じょせい 「所得制限」 ご本人の年間所得額が基準額未満の方が助成されます。

ふょうしんぞくとう かず 扶養親族等の数	*************************************
ネッラリルぞく 扶養親族なし	1,695,000 円
ふょうしんぞくひとり 扶養親族1人	2,075,000 芒
ふょうしんぞくふたり 扶養親族2人	2,455,000 芒
ふょうしんそくさんにん いりょう 扶養親族3人以上	2,455,000 円に扶養親族のうち 2 人を除いた扶養親族等 1 人につき 380,000 円を加算した額

いちぶるたんきん

はいりょう さか はりょう きかん けつがく ふ たんじょうけん そう いりょう ひ わり ほんにん ふ たん 本人所得に応じて、 1 医療機関ごとの月額負担上限まで総医療費の 1 割が本人負担となります。

(1 医療機関ごと)

≤	^{つう}	にゅう 入 院
しょとくせいげんとう しょとくがく い じょう もの 所得制限等の所得額以上の者	じょせいたいしょうがい 助成対象外	じょせいたいしょうがい 助成対象外
いっ ぱん 一 般	2,000 円	10,000 円
低 所 得 ○ご本人が市町村民税非課税	1,000 芹	5,000 円
○市町村民税非課税世帯(自立 ・ 支援医療の対象者のうち未申 ・ 支援医療の対象者のうち未申 ・ 支援医療の対象者のうち未申 ・ 計者を除く) ・ はいしょ とくとう ・ 低所得等 ・ はいしょ のぞ ・ 高者を除く) ・ はりつしえいりょう こうがく ちりょうけいぞく ・ 自立支援医療の高額治療継続 ・ はんこうとうせき とうこうしっちょうしょう ・ とんこうとうせき とうこうしっちょうしょう ・ は、あいりょう う ・ とんこうとうせき とうこうしっちょうしょう ・ は、あいりょう う ・ とんこうとうせき とうこうしっちょうしょう ・ とんこうとうせき とうこうしっちょうしょう ・ とんこうとうできる とう ・ とんこうとうできる とうこうしっちょうしょう ・ とんこうとうできる とうこうしっちょうしょう ・ とんこうとうできる とうこうしっちょうしょう ・ とんこうとうできる とうこうしっちょうしょう ・ とんこうとうせき とうこうしっちょうしょう ・ とんこうとうできる とうこうしゃ ちょうしゃ ・ とんこうとうせき とうこうしゃちょうしょう ・ とんこうとうせき とうこうしゃちょうしょう ・ とんこうとうせき とうこうしゃちょうしょう ・ とんこうとうき でん ・ とくこう とっといりょう こうがく ちゅうしゃ はっとっと。 ・ とんこうとうせき とうこうしゃちょうしょう ・ とくこう とっと。 ・ とくこうとうきょうしょうとうとう ・ とくこうと、 しょうとう でんこうとう はっと。 ・ とくこうと、 しょうとう でんこうとう はっと。 ・ とくこうと、 しょうとう でんこう とうとう といりょう にょるい といりょう といりょう こうしゃ ないりょう こうしゃ ないりょう というとう という とい	ほんにん ふ たん 本人負担なし	ほんにん ふ たん 本人負担なし

まさ (ち しちょうそんとくべつ いりょうたんとう か 市町村特別医療担当課

(4) 重症心身障がい児者の保護

【主な医療機関としては、次のものがあります】

どくりつぎょうせいほうじんこくりつびょういん き こうとっとり いりょう 独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター

とっとり し み っ 鳥取市三津 876 ☎ 0857-59-1111 FAX 0857-59-1589

県立総合療育センター

はな ご し かみふくばら ちょう め 米子市上福原 7 丁目 13-3 **☎** 0859-38-2155 FAX 0859-38-2156

とくりつぎょうせいほうじんこくりつびょういん きょうまつ ぇ いりょう 独立行政法人国立病院機構松江医療センター

Lまねけんまつえ しあげの ぎ ちょうめ 島根県松江市上乃木 5 丁目 8-31 **☎** 0852-21-6131 FAX 0852-27-1019

とくりつぎょうせいほうじんこくりつびょういん き こう か も せいしん い りょう 独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター

ひろしまけんひがしひろしま し くろ せ ちょうみなみかた 広島県東広島市黒瀬町南方 92 ☎ 0823-82-3000 FAX 0823-82-7352

まざ ぐち じどうそうだんじょ しちょうそんふく したんとう か 【窓 口】 児童相談所、市町村福祉担当課

こう き こうれいしゃ い りょうせい ど (5)後期高齢者医療制度

たい しょう しゃ 【対象者】

ださい。

まど 【**窓** くち しちょうそんこう きこうれいしゃ いりょうせい ど たんとう か 市町村後期高齢者医療制度担当課

